

連合・連合総研シンポジウム
働き方の多様化と法的保護のあり方
～請負就業者とプラットフォームワーカーの就業実態及び国際動向を踏まえて～

基調講演

研究委員会の趣旨・全体成果報告

橋本 陽子
学習院大学法学部教授／研究委員会主査

研究委員会の趣旨・全体成果報告

- ▶ 研究委員会の趣旨：アンケート調査、ヒアリング調査（講演を含む）および文献調査に基づき、国内外の動向を正確に理解したうえで、労働者概念の見直しに向けた提言を行うことを目的として実施。
- ▶ ヒアリング・講演の実施経過（肩書は当時のもの）：

実施日	内容
2025年4月17日	山田康成氏（弁護士）「フリーランス・トラブル110番の相談現場におけるフリーランス法の活用状況」
2025年4月17日	洪淳康氏（金沢大学教授）「韓国におけるフリーランス保護」
2025年5月9日	東京労働局 神子沢啓司監督課長、澤村敬太副主任監察官 中央労働基準監督署 白浜弘幸署長、大野武見副署長、武知正文副署長、佐々木繁第一方面主任監督官、岡崎陽平第二方面主任監督官 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」が設置されて以降の相談状況等について
2025年5月16日	全国ユニオン 関口達矢事務局長「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行後の状況等について」

研究委員会の趣旨・全体成果報告

実施日	内容
2025年5月16日	健康保険組合連合会 秋山実理事、松本展哉総合企画室参事（広報担当）、春木匠総合企画室担当部長兼政策部担当部長（医療保険GL）、茅野正樹政策部医療保険グループマネージャー 「使用者負担保険料の根拠・意義・位置づけに対する認識、保険集団としての一体性に対する考え方等について」
2025年5月16日	朴孝淑氏（神奈川大学准教授）「韓国の雇用保険制度の現状」
2025年5月23日	公正取引委員会フリーランス取引適正化室 松風宏幸室長、江藤寿美怜フリーランス取引調査官、幸田そよか同室事務官 「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行後の状況等」
2025年5月30日	株式会社タイミー 石橋孝宜社長室室長/スポットワーク研究所所長、西川香苗公共政策部部長、岡裕美公共政策部政策企画チーム、齋藤裕美子公共政策部政策企画チーム 「株式会社タイミーの事業内容等について」
2025年5月30日	Dr. Amélie Sutterer-Kipping氏（ハンスベックラー財団・ヒューゴ・ジンツハイマー研究所労働法・社会法部門部門長） 「EUプラットフォーム労働指令に関する法的課題」

研究委員会の趣旨・全体成果報告

▶ 報告書の構成・概要

第1章 本研究の要約と提言（橋本陽子）

第2章 請負就業者・プラットフォームワーカーの実態に関するアンケート調査結果の概要
（加藤健志）

第3章 フリーランス法の成果と課題（多田英明）

第4章 労働・社会保険法の問題について

ーフリーランス等の被用者保険への包摂を検討する際の視点ー（柴田洋二郎）

第5章 EUプラットフォーム労働指令の意義ー保護対象者概念の設計に着目してー（井川志郎）

第6章 プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに係るILOにおける議論を中心とした
労働者性に関する国際的な議論の動向と日本への示唆（千谷真美子）

第7章 労働法上の労働者性の見直しについて（橋本陽子）

第8章（補論） 日本におけるプラットフォーム就労の現状と課題（橋本陽子）

研究委員会の趣旨・全体成果報告

▶ 提言

(1) フリーランス法について：

- 今後の検討課題：

- ① 法的手続きをとるうえで必要な、3条の明示義務に、発注者の住所および本名の明示を含めること
- ② 「協議に応じない一方的な代金決定」（取引適正化法5条2項4号）に相当する規定を設けること
- ③ プラットフォーム就労について、仲介事業者に関する規制を設けること

- 「フリーランス110番」の任意の和解あっせん制度の実効性を高める施策の必要性

(2) 労働者概念の見直しについて：

- 事業者性が労働者性と対比される概念であることを明確にすることの必要性
- 「業務の性質上当然」の拘束/「契約上の義務の履行にすぎない」という評価の問題点
- 「編入」の意義
- アルゴリズムによる管理の評価

研究委員会の趣旨・全体成果報告

(3) 迅速な労働者性の認定手続の必要性：

- －ドイツの社会保険法の被保険者資格の認定手続（社会法典第4編7a条）のような行政の認定手続の可能性。
- －推定規定の導入の可能性。

(4) プラットフォーム労働の法規制に向けて：

プラットフォーム労働の定義、アルゴリズムの透明性確保の必要性、使用者性の問題。

(5) 社会保険（被用者保険）の適用範囲の見直しについて：

社会保険制度の持続可能性という観点からも、被用者保険の不適用に対する取り締まりの強化とフリーランスに社会保険を適用することの可能性について検討を行う必要があるのではないか。